

非常変災・交通不通時の心得

- 1 午前7時現在、和歌山市に特別警報または、暴風・大雨・洪水のいずれかの警報が発令されている場合は、自宅待機とする。ただし、

- (1) 午前8時以前に解除されたときは、第3限から始業する。(10時30分にSHRを行う)
- (2) 午前10時以前に解除されたときは、第5限から始業する。(13時05分にSHRを行う)
- (3) 午前10時を過ぎても解除されていないときは、家庭学習とする。

また、居住市町村及び通学経路にあたる市町村に特別警報または、暴風・大雨・洪水のいずれかの警報が発令されている場合、該当生徒は上記に準じ、公欠扱い(遅刻、欠課を含む)とする。

- 2 午前7時現在、JR和歌山線がストライキや大雨等で不通の場合は、自宅待機とする。ただし、

- (1) 午前8時以前に運行が開始されたときは、第3限から始業する。(10時30分にSHRを行う)
- (2) 午前10時以前に運行が開始されたときは、第5限から始業する。(13時05分にSHRを行う)
- (3) 午前10時を過ぎても不通のときは、家庭学習とする。

注意 JR和歌山線以外の各線(バスを含む)が不通の場合は、平常通りの日課とする。

- 3 上記1, 2について、やむを得ない事情で登校できないと認められる生徒は、公欠扱い(遅刻、欠課を含む)とする。

- 4 定期検査日については次の通りとする。

- (1) 定期検査(期間内・期間外)を実施するかどうかの判断は次の通りとする。

①午前7時現在、和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市に特別警報または、暴風・大雨・洪水のいずれかの警報が発令されている場合は、その日予定されていた定期検査は行わない。

②午前7時現在、JR和歌山線がストライキや大雨等で不通の場合はその日予定されていた定期検査は行わない。

定期検査(期間内)については、検査最終日の翌日に延期し、翌日からの検査日程は変更しない。定期検査(期間外)の実施日については、別途指示をする。

- (2) 登校するかどうかの判断は次の通りとする。

①定期検査(期間内)の場合

午前7時を過ぎても警報が解除されていないまたはJR和歌山線が不通の場合は、家庭学習とする。

②定期検査(期間外)の場合

普通授業日と同じ対応とする。